

令和7年12月9日

各位

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 安田 欣市

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 山崎 久紀

第7回用地買収問題シリーズ研修会開催のご案内

向寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会の共催にて、官公署職員の方々が直面する公共用地取得にかかる困難案件の解決方法や登記測量全般に関する「第7回用地買収問題シリーズ研修会」を開催いたします。

第7回のテーマは、以下のとおりです。参加をご希望される場合は、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会ホームページの「研修会情報」にある申込フォームよりお申込みください。

【一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会ホームページ】

<https://shizuoka-koshoku.com/seminar/>



なお、会場ごとに定員がございます。入力フォームでお申込みいただく場合、定員に達すると自動的にその会場を選択できなくなりますので、他の会場またはZOOM配信による参加を選択してください。

記

■ 東部会場（定員96名）令和8年2月6日（金）14:00～16:45

プラサヴェルデ 407会議室（沼津市大手町一丁目1番4号）

■ 西部会場（定員45名）令和8年2月12日（木）14:00～16:45

アクトシティ浜松 コンgressセンター21会議室（浜松市中央区板屋町111-1）

■ 中部会場（定員70名）令和8年2月19日（木）14:00～16:45

静岡県司法書士会館 4階司ホール（静岡市駿河区稲川一丁目1番1号）

※3会場とも同じ内容です。また、中部会場のみZOOMによる同時配信を行います。

【お問い合わせ先】

静岡県公共嘱託登記司法書士協会事務局 054-289-3700

スケジュール

13:30～

開場・受付開始

14:00～15:15（75分） 第1講

15:15～15:30 休憩

15:30～16:45（75分） 第2講

土地家屋調査士協会

第1講

「不動産表示登記の最新動向と公共用地取得の実務ポイント」

公共用地の取得や土地の利活用の際には、その土地の範囲を明らかにすることが不可欠となります。土地の境界を明らかにするためには、隣接土地所有者の協力が必要となりますが、必ずしも協力を得られる場合ばかりとは限りません。

また、境界に関する資料として用いられる登記所備付け地図・公図や地積測量図などは、必ずしもすべての土地に備わっているものではなく、入手できたとしてもその作成年代や作成経緯が多様であり、その評価には慎重な判断が求められます。

今回の研修会では、公共用地取得・管理のプロセスと土地家屋調査士の役割について解説し、実務に役立つ視点を共有します。

【関連キーワード】

- ・地図整備
- ・世界測地系地積測量図
- ・筆界確認情報
- ・狭あい道路整備
- ・筆界特定制度
- ・土地家屋調査士ADR

司法書士協会

第2講

「『見慣れない登記』『古い登記』の抹消方法」

登記簿謄本を取得した際に、「なんだこれは？」と思った登記を見たことがある方はいらっしゃるでしょうか？

我々司法書士は、登記の専門家として、そのような見慣れない登記の抹消の方法について、皆様方から相談を受けております。

制度としては複数の解決策があるとしても、実際にどのように考え、どのような点を考慮して、どの解決策を選択したのかについては、皆様にも参考になることと思います。

そこで、今回の研修会では、具体的事例をいくつか挙げ、それぞれの案件について司法書士がどのように対処したのかを解説いたします。

- ◇ 古い抵当権がついたままになっている
- ◇ 古い仮登記・地上権が設定されたまま放置されている